

● 香川県告示第576号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

平成20年12月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波沿岸	亀水漁港	亀水漁港（塩屋北地区） 海岸	<p>1 指定場所 高松市亀水町</p> <p>2 指定区域 基点1から基点2、基点3、基点4、基点5、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1、基点1を順次に結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。）</p> <p>基点1 高松市亀水町1421番12地内の標杭</p> <p>基点2 基点1から方向角79度00分 距離54.0メートルの地点</p> <p>基点3 基点2から方向角342度30分 距離33.0メートルの地点</p> <p>基点4 基点3から方向角12度30分 距離72.0メートルの地点</p> <p>基点5 基点4から方向角34度00分 距離72.0メートルの地点</p> <p>補助点1 基点1から方向角260度00分 距離48.0メートルの地点</p> <p>補助点2 基点2から方向角280度00分 距離174.0メートルの地点</p> <p>補助点3 基点3から方向角300度00分 距離154.0メートルの地点</p> <p>補助点4 基点4から方向角250度00分 距離72.0メートルの地点</p> <p>補助点5 基点5から方向角313度00分 距離79.0メートルの地点</p> <p>補助点6 基点5から方向角20度00分 距離32.0メートルの地点</p>